

タイプフェイスの保護

特 許 庁

(社) 発明協会アジア太平洋工業所有権センター

目 次

1	はじめに	1
2	タイプフェイスとは何か	1
(1)	タイプフェイスの定義	1
(2)	タイプフェイスの創作・取引の実態	3
3	タイプフェイスの法的保護（総論）	5
4	タイプフェイスの保護を巡る国際的動向	6
(1)	国際条約	6
(2)	米国	7
(3)	欧州連合（E U）	8
5	日本におけるタイプフェイスの保護	9
(1)	はじめに	9
(2)	関連する制度の概要とタイプフェイス保護の動向	9
①	著作権制度	9
②	意匠制度	19
③	不正競争防止法	22
④	不法行為法（民法）	24
⑤	その他の制度	27
(3)	今後の展望	27
6	終わりに	28

1 はじめに

本テキストは、日本におけるタイプフェイスの法的な保護の現状と将来について解説することを目的とする。読者としては、主として日本以外の国の知的財産制度の専門家、すなわち、知的財産制度一般についての専門知識を持つが、日本の知的財産制度についての専門知識は有しない人々を想定している。

論述に当たっては、以下の諸点を念頭におくこととする。

第一に、日本の制度を中心に記述するが、条約等の国際的なフレームの動向や、主要国における現状についても触れることとしたい。

第二に、なるべく客観的に、かつ、わかりやすく説明することを目指す。特に、タイプフェイスの保護は、複数の知的財産制度が関係する問題であることから、日本の各種知的財産制度の基礎的な事項についてもなるべく丁寧に説明を加えることとする。

2 タイプフェイスとは何か

(1) タイプフェイスの定義

タイプフェイスとは、簡単にいえば、一つの組物（セット）として作成された文字、数字、記号等のデザインを意味する。

より厳密な定義については、例えばタイプフェイスの保護に関する条約である「タイプフェイスの保護とその国際寄託に関する協定」（1973年にウィーンで締結。未発効。日本は未加入。本条約については後述する。）は、第2条において、以下のように「タイプフェイス」を定義している。

「タイプフェイスとは、

- (a) アクセント記号及び句読点のような附属物を伴った文字とアルファベット自体、
- (b) 数字並びに定式記号、符号及び科学記号のような他の図形的記号、及び、
- (c) 飾罫、花文字及び絵文字のような装飾物

のデザインの組みものであって、あらゆる印刷技術によって文章を構成するための手段を提供することを意図されたものを意味する。ただし、形状が純粋に技術的な要求に起因するものを除く。」

Article 2 Definitions (excerpt)

For the purposes of this Agreement and the Regulations,

(i) “type faces” means sets of designs of:

- (a) letters and alphabets as such with their accessories such as accents and punctuation marks,
- (b) numerals and other figurative signs such as conventional signs, symbols and scientific signs,
- (c) ornaments such as borders, fleurons and vignettes,

which are intended to provide means for composing texts by any graphic technique. The term “type faces” does not include type faces of a form dictated by purely technical requirements;

一方、日本においては、法律上「タイプフェイス」という用語が用いられている例はなく、したがって法律上の定義はない。

日本の裁判所の判決では、「一組のデザインとして、印刷、タイプライター、その他の印刷技法によって文を組立てる手段として意図されたタイプ・フェイス（書体）」¹と表現した例などがある。

判決以外における厳密な定義の例としては、知的財産研究所に設置された「我が国におけるタイプフェイスの保護のあり方に関する調査研究」委員会²の報告書（2008年3月）における次のような定義がある³。

『タイプフェイス』とは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等をいう。無体物であるので、印刷・表示等に用いる場合は、機器に合わせてフォント化して使用する。一般的には、『書体』を指す。」

『フォント』とは、タイプフェイスを、主に印刷や表示をする機器で使えるようにしたものを用い、写真植字機で用いられる写植盤のようなアナログ・フォント、電子計算機で用いられるデジタル・フォントがある。」

なお、日本におけるタイプフェイスの特徴として、文字の種類と数が非常に多いという点を指摘できる。すなわち、日本で日常的に用いられる文字には、ひらがな、カタカナ及び漢字があり、さらにアルファベットも頻繁に使われる。そして、特に漢字は文字数が多い⁴。

¹ 東京高判昭和 58 年 4 月 26 日無体集 15 卷 1 号 340 頁。

² 同委員会は、2007 年から 08 年にかけて特許庁の委託により設置されたものであり、主として意匠制度によるタイプフェイスの保護の可能性について検討した。委員会のメンバーは、知的財産関係の法律実務家、知的財産法研究者、タイプフェイス関係事業者、タイプフェイスのユーザー等であった。以下では、同委員会の報告書（2008 年 3 月）を「知財研報告書」として引用する。

³ 知財研報告書 3 頁以下。

⁴ 政府の審議会が、日常の使用に必要として指定した「常用漢字」は、約 2 千にのぼる。なお、知的財産研究所に設置された「諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と問題点に関する調査研究」委員会の報告書（2007 年 3 月）3 頁は、「日本語におけるタイプフェイスの『ひと揃い』は、用いる文字種や文字数が多いこともあり余り明確ではない。特定非営利活動法人日本タイポグラフィ協会によるタイプフェイスの定義では、『和文の場合、ひらがな、カタカナは清音字ゑ・ゐ・え・をを除いた 46 字。漢字は教育漢字の 1006 字をひと揃いの最少文字数とする。』とされているが、実際は、個人向けには工業規格や国の定めた漢字の集合体を元に数千から 1 万程度の漢字とひらがな、カタカナ、約物、アルファベット及び数字などを一揃いのフォントとして販売することが一般的である。印刷業者などの、より専門性や正確性が問われる者に対してはそれぞれの要求 1 にあわせて異体字などを加えるため文字数が増えることが一般的で、字典などに用いる場合は数万字にまで及ぶこともある。」としている（以下、同委員会の報告書を「知財研国際比較報告書」として引用する。）。

（２）タイプフェイスの創作・取引の実態

タイプフェイス自体は、一種のデザインであり、これを印刷や表示などに用いるためには、タイプフェイスを基にして、印刷機器や表示機器（例えばコンピュータのモニター画面）で用いるための「フォント」にする必要がある。

日本におけるタイプフェイスからフォントを製作するプロセスについて、知財研報告書に掲載された図を引用して示す（図１）^５。

タイプフェイスが創作され、これがユーザーによって実際に利用されるプロセスに係る主体としては、大きく分けて、タイプフェイスのデザイナー、フォントの製作者（フォントベンダーと呼ばれる。）、そしてフォントのユーザーがある。

デザイナーとフォントベンダーの関係については、知財研報告書に次のように説明されている（文中の「図１」は、ここに図１として引用したもののことである。注は省略した。）。

「デザイナーとフォントベンダーは、図１の『１．基本デザインの決定』又は『２．原字の作成』の段階で契約を結ぶ。その契約において、デザイナーはフォントベンダーに対し、対象となるタイプフェイスの字体及び字形に関する基本コンセプト（文字のエレメント、懐の広さ等）やサンプル文字を提供した上で、それらのタイプフェイスをフォント化することを許諾する。また、図１に示す『２．原字の作成』～『６．フォント化のための検査』の工程に係る作業をデザイナーとフォントベンダーとで協働して行うという労務の提供を伴うことが一般的である。なお、デザイナーとフォントベンダーが協働して行う工程は、基本となる文字及び形状が特徴的な文字等について、まず、デザイナーが基本となる文字及び形状が特徴的な文字等についてある程度の数の文字を創作し、次に、フォントベンダーにおいて作業を行う者がそれら基本となる文字及び形状が特徴的な文字を要素毎に分解し、それらを組み合わせる等してその他の必要な文字を創作し、一揃いの文字が創作された後、最終的に、デザイナーが全体を通じて文字の形状が基本コンセプトに基づいているかを確認し、必要な修正を行うという形式で行われることが多い。」

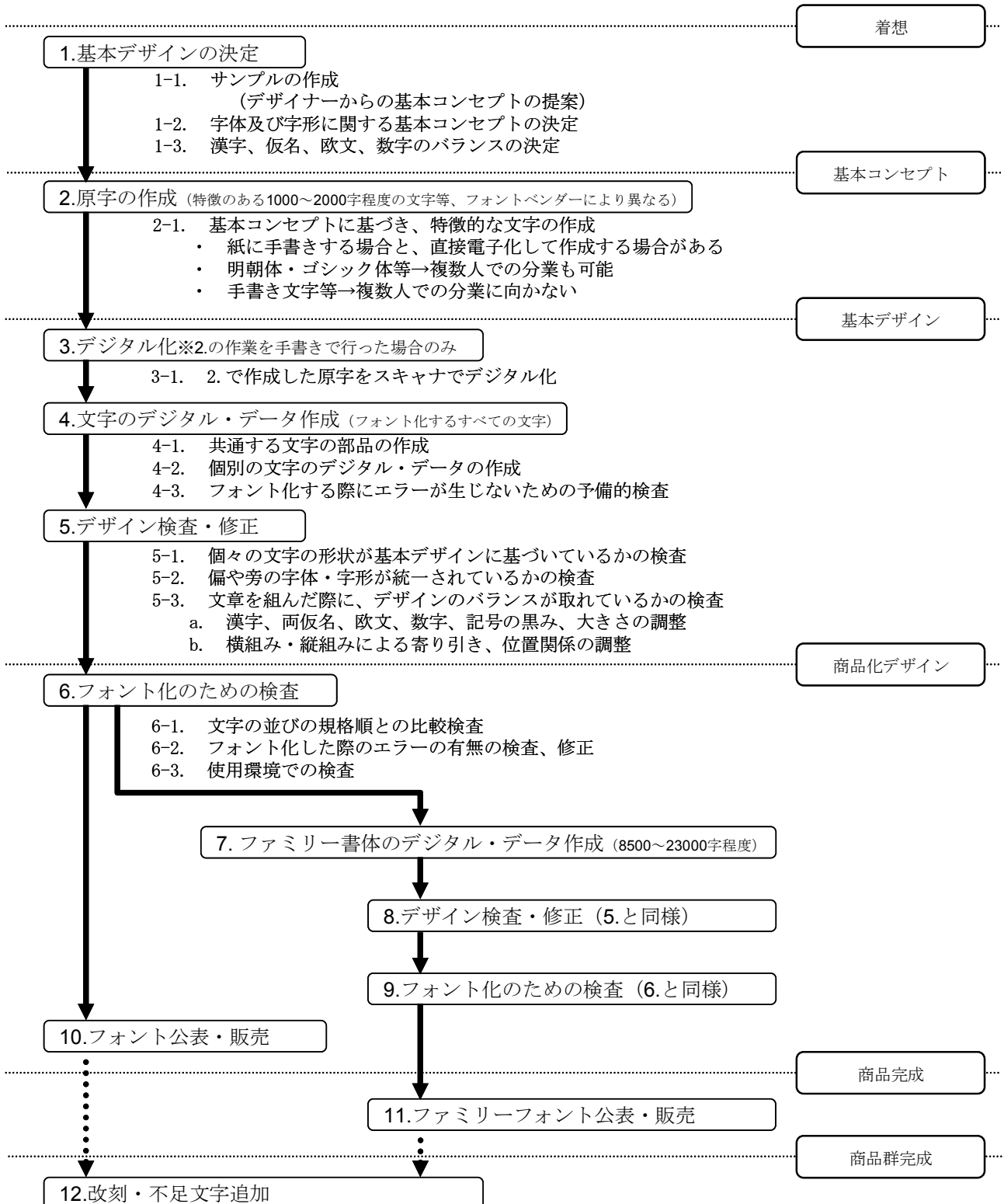
タイプフェイスの市場規模は、約 1000 億円／年と推計されている。最近では、特にデジタル・フォントが、コンピュータ・プログラムと同様、CD-ROM やネット経由の契約により取引される例が増大しており、市場は拡大傾向にある^６。

^５ 「タイプフェイス・フォントの創作の流れ」知財研報告書 6 頁。これはデジタル・フォントの製作工程の例である。

^６ 知財研国際比較報告書 4 頁。

(図 1)

タイプフェイス・フォントの創作の流れ



3 タイプフェイスの法的保護（総論）

タイプフェイスを法的に保護する必要性はどこにあるか。

まず、現実の必要性については、大雑把に述べると以下のとおりである。歴史的に、タイプフェイスの保護は、かつては印刷用活字の作成自体に相当のコストを要することもあり、これを模倣することは経済的にも技術的にも容易ではなく、あまり問題とならなかった。しかし、技術の進展に応じて次第にその模倣が問題視されるようになり、後述するように 1950 年代以降、国際的にタイプフェイス保護の条約の必要性が提唱されるようになった。日本においても、1960 年代からその法的保護が問題となってきた。そして、デジタル技術の普及に伴い、タイプフェイスの模倣が飛躍的に容易となり、一部の事業者に一層深刻な問題を投げかけている。ただし、社会全体としてタイプフェイスを保護する現実的必要性があるかについては、後に述べるようなタイプフェイスの特徴や保護の利害得失を考慮して決定されるべきことはいうまでもない。

次に、保護をする理論的根拠としては、次の諸点を挙げることができよう。

第一に、タイプフェイスはその創作者の知的創造活動の所産であるということである。仮に、人間の知的創造活動の所産に対しては、その個人に所有権類似の権利が当然に認められるべきであるとする自然法的思想を前提とすると、タイプフェイスの創作者には、タイプフェイスの利用について排他的権利が認められるのは当然ということになる。しかし、今日、知的創造活動の成果の保護制度（すなわち知的財産法）の根拠としては、上記のような素朴な自然法的考え方は支持されておらず、むしろ、一定の政策目的（創作や発明の奨励など）のために人為的に設ける法制度として捉えることが通例である。そして、知的創作活動の所産であれば当然に保護されるということではなく、保護による利益と自由な利用に委ねることの利益とを考慮した上で、新規性や創作性等の法的要件を備えるもののみを保護するというシステムになっている。そこで、タイプフェイスを知的創作物として保護することを検討する場合にも、既存の知的財産制度の枠組みにおける保護対象としていかなる位置づけが可能か、あるいは、既存の枠組みで保護が困難であるとすれば、新たな制度によってこれを保護すべきか、保護する場合にはいかなる要件の下で保護するかを具体的に検討する必要がある。

第二に、タイプフェイスの創作は一種の投資活動であり、しかもかなりの時間と費用を要する投資活動であるということである⁷。社会全体として、一定の種類の投資活動を維持ないし促進しようとする場合には、投資活動の成果を保護すべき場合がある。ただし、投資活動の保護は、他方で自由な競争を阻害する面を有することから、自由で公正な競争秩序を守る観点から真に必要な場合に限って、保護を及ぼすべきであると考えられる。この観点からの法的保護は、日本を含む多くの国では、不正競争防止法や一般不法行為法の適用によってなされる。

⁷ 最近の日本におけるアンケート調査では、一書体のタイプフェイス（平均文字数は約 7400 字）について、約 2 名が 2 年程度の期間と約 970 万円の費用をかけて創作しているとの結果が出ている。知財研報告書 38 頁。

さて、タイプフェイスの保護の具体的なあり方（実状及び将来像）については、追って、特に日本の知的財産制度との関係で詳細に検討するが、ここでは、法的保護の検討に当たって常に問題となるタイプフェイスの本質的特徴について付言しておく。

タイプフェイスの本質的特徴とは、それが文字や記号等の表現手段を表すものだということである。

このことから、第一に、知的財産として保護をうけるための要件を充足することが容易ではないということがいえる。すなわち、タイプフェイスは、個々の文字や記号等が認識できるように、その形態は一定の規格（例えば字形）に従ったものでなくてはならない。よって、タイプフェイスの創作において、新規性や個性（創作性、独創性）を発揮することは容易でない。

第二に、タイプフェイスの保護は、表現の手段そのものについて独占的な権利を認めることになるため、表現行為の自由度を狭める効果をもたらしかねない。保護の要件及び保護の内容を検討するに当たって、この点は極めて重要な留意点である。

4 タイプフェイスの保護を巡る国際動向

（1）国際条約

タイプフェイスは、後述のように米国等の一部の国で法的保護を受けていたが、さらに条約によって法的保護に関する国際的規律を設ける機運が生まれた。具体的には、1958年にリスボンで開催されたパリ条約改正会議において、国際タイポグラフィ協会⁸の代表が演説を行ったのが契機となり、約10年に及ぶ専門委員会を経て、1973年6月にウィーンで開催された外交会議において、「タイプフェイスの保護と国際寄託に関する協定」（以下「ウィーン協定」という。）及び「保護期間に関するタイプフェイスの保護とその国際寄託に関するウィーン協定の議定書」が締結された⁹。

ウィーン協定は、タイプフェイス等の概念の定義を定めるとともに、締結国に対し、特別の国内寄託制度の創設、意匠法に基づく寄託制度の活用、又は著作権法の適用のいずれか（重複も可能）により、タイプフェイスを保護することを義務付けている（同協定3条参照）。保護の対象となるタイプフェイスの要件については、新規性（novelty）又は独創性（originality）のいずれか又は両方とすべきものとされている（同協定7条参照）。また、保護の内容は、複製物（若干変更されたものを含む。）の作成、及び複製物の頒布又は輸入に対する禁止権を与えることである（同協定8条参照）。

ウィーン協定は5カ国の批准又は加盟承認によって発効することとなっていたが（同協定35条参照）、ドイツ（西独）、フランス、英国、イタリア、オランダ、スイス、ユーゴスラビア、ルクセンブルグ、サンマリノ、ハンガリーの10カ国が署名をしたもの

⁸ 国際タイポグラフィ協会（Association typographique internationale）は、1957年、欧州のタイプフェイス・デザイナー、活字会社・印刷会社等によりスイス法に基づき設立された団体である。同協会のサイト（<http://www.atypi.org/>）を参照。

⁹ ウィーン条約について、日本語の文献としては、大家重夫『タイプフェイスの法的保護と著作権』（成文堂・2000年）の第3章が詳しい。

の、批准に至ったのはドイツとフランスの2カ国にとどまり、結局発効に至ることなく閉鎖された。

ウィーン条約以降、多国間の（multilateral）条約において、タイプフェイスの保護を義務付ける規定が置かれる例は見られない。ただし、たとえば、意匠の分類に関するロカルノ条約の下での国際分類（INTERNATIONAL CLASSIFICATION FOR INDUSTRIAL DESIGNS under the Locarno Agreement）において、第18類（印刷・事務機械）の中に「18-03TYPE AND TYPE FACE」が置かれており、意匠制度によるタイプフェイスの保護が可能であることが前提とされていることが窺える。

（2）米国

米国では、タイプフェイスは、意匠特許（design patent）による保護の対象となり得ると解されている¹⁰。すなわち、タイプフェイスは、歴史的には、まず、有体物たるタイプ・フォント（type fonts）のデザインとして意匠特許の保護対象とされてきた。実際に、1842年に付与された最初の意匠特許は、「字母」（Printing Types）を対象とするものであった。さらに、デジタル・フォントについても、意匠特許の保護対象となることが認められている¹¹。

一方、著作権による保護については、原則として否定されている¹²。すなわち、1976年の著作権法制定時に、タイプフェイスを著作物として保護できるかが問題となり、下院の司法委員会の報告書は、保護の可能性を検討したものの結論は先送りする旨を述べていた¹³。その後も、この問題については議論が続いたが、著作権局がタイプフェイスの著作権登録申請を拒絶した措置に関する訴訟において、連邦控訴裁判所は、タイプフェイスは著作権法の保護対象である美術の著作物（a work of art）に当たらない旨を述べて、著作権局の判断を支持した¹⁴。そして、現在の著作権局規則では、「タイプフェイスとしてのタイプフェイス」（"typeface as typeface"）は著作権の保護対象とならず、登録を受けられない旨が定められている¹⁵。なお、デジタル・フォントは、プログラムとして著作権の保護を受ける可能性があり、その旨を確認した判例もある¹⁶。

¹⁰ 知財研国際比較報告書 15 頁以下、知財研報告書 19 頁以下を参照。

¹¹ Adobe Systems Inc. v. Southern Software Inc., 45 USPQ2d 1827 (N.D. Cal. 1998). また、特許商標庁 (USPTO) の審査基準である MPEP (Manual of Patent Examining Procedure) では、以下のように述べられている。

“1504.01(a) Computer-Generated Icons [R-5] III. TREATMENT OF TYPE FONTS
Traditionally, type fonts have been generated by solid blocks from which each letter or symbol was produced. Consequently, the USPTO has historically granted design patents drawn to type fonts. USPTO personnel should not reject claims for type fonts under 35 U.S.C. 171 for failure to comply with the ‘article of manufacture’ requirement on the basis that more modern methods of typesetting, including computer-generation, do not require solid printing blocks.”

(<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep.htm>, last visited on January 5, 2009.)

¹² 1-2 Nimmer on Copyright § 2.15 ; ROBERT A. GORMAN & JANE C. GINSBURG, COPYRIGHT: CASES AND MATERIALS 250 (7th ed. 2006).

¹³ “The Committee has considered, but chosen to defer, the possibility of protecting the design of typefaces.”

¹⁴ *Eltra Corp. v. Ringer*, 579 F.2d 294 (4th Cir. 1978).

¹⁵ 37 CFR § 202.1(e).

¹⁶ *Adobe Systems Inc. v. Southern Software Inc.*, 45 USPQ2d 1827 (N.D. Cal. 1998).

（３）欧州連合（EU）

欧州連合（EU）では、タイプフェイスは意匠制度により保護されるようになっている。すなわち、EU 域内では、まず共同体意匠指令（「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 98/71/EC」。Directive 98/71/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of designs）が出され、加盟国の意匠制度の調和が進められた。同指令においては、製品（a product）に係るデザインが保護対象となるところ、その「製品」にはタイプフェイスが含まれることが明記されている¹⁷。

さらに、共同体意匠規則（「共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則第 6/2002 号」。Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs）が定められ、EU 全体における統一的な意匠制度が確立された。そして、同規則においても、共同体意匠指令と同様、タイプフェイス（のデザイン）が保護対象となることが明記されている¹⁸。

EU では、これらの指令及び規則により、共通制度としての共同体意匠制度（登録意匠制度と無登録意匠制度がある。）、及び加盟各国の意匠制度のいずれでも、タイプフェイスが保護対象とされていることになる¹⁹。

なお、EU 加盟国の一部では、共同体意匠指令が出される以前から、意匠以外の制度によってタイプフェイスを保護している。例えば英国では、タイプフェイスは著作権によっても保護を受ける可能性がある²⁰。また、ドイツでは、旧西独時代の 1981 年に公布・施行された「タイプフェイスの保護と国際寄託に関するウィーン協定に関する法律」（タイプフェイス法）に基づき、新規かつ独創的なタイプフェイスについて 25 年の期間、無断複製及び頒布から保護する制度が設けられていた。ドイツでは、さらに、装飾性が強いタイプフェイスは著作権による保護を受けることが可能と解されてきている²¹。

¹⁷ Article 1 (Definitions) (b) “product” means any industrial or handicraft item, including inter alia parts intended to be assembled into a complex product, packaging, get-up, graphic symbols and typographic typefaces, but excluding computer programs. （下線は引用者による。）

¹⁸ Article 3 (Definition) (b) “product” means any industrial or handicraft item, including inter alia parts intended to be assembled into a complex product, packaging, get-up, graphic symbols and typographic typefaces, but excluding computer programs. （下線は引用者による。）

¹⁹ ただし、共同体意匠指令及び共同体意匠規則における「製品」の定義上、コンピュータ・プログラムは含まれないとされていることから、タイプフェイスのデジタル・データ（デジタル・データとしてのデジタル・フォントを含む。）は意匠の保護対象に含まれない。デジタル・データは、プログラムとして著作権の保護を受ける可能性はある。知財研報告書 26 頁参照。

²⁰ 知財研国際比較報告書 37 頁以下参照。

²¹ 知財研国際比較報告書 68 頁以下参照

5 日本におけるタイプフェイスの保護

(1) はじめに

本章では、日本におけるタイプフェイスの保護の現状と今後の展望について検討する。まず、関連する日本の制度について簡単に概観したうえで、現状について説明する。その要点は次のとおりである。

日本におけるタイプフェイスの保護について、過去に訴訟事件となった事例においては、著作権法、不正競争防止法及び一般不法行為法（民法）による保護が問題とされてきた。また、意匠法による保護の是非についても、政府において検討されている。

現時点の支配的な解釈としては、タイプフェイスについて、著作物として保護を受けられる可能性はあるが、著作物に該当する要件はかなり高い（厳しい）ものが設定されており、これを充足して保護を受けられるのは例外的なケースと考えられる。不正競争防止法による保護についても、同様である。また、事実関係（タイプフェイスの特徴、侵害者側の行為態様など）によっては、他人のタイプフェイスに関する行為が、その者に対する不法行為を構成し、不法行為責任（損害賠償責任）を負うこととなる可能性はある。一方、タイプフェイスについて、日本の意匠法のもとで意匠登録を受ける可能性はほとんどなく、意匠法による保護は事実上否定されている。

このように、日本の現行法の下では、タイプフェイスが知的財産として保護を受けるのは、例外的な場合に限られ、一般的には保護対象とされていないといえる。かかる現状について、日本政府は、放置してよいか、それとも何らかの立法的対応が必要であるかを検討してきている。現在のところ、新たな立法措置が必要であるとの結論には至っておらず、近い将来に立法措置が講じられる可能性は低いと思われる。しかし、タイプフェイスの保護については、今後も措置の必要性について検討が継続されるであろう。

(2) 関連する制度の概要とタイプフェイス保護の動向

次に、日本においてタイプフェイスの保護に関連する制度ごとに、制度概要と保護の動向を見ることとする。

日本はパリ条約、ベルヌ条約、WTO協定（TRIPS 協定）等の知的財産制度に関する主要な条約の加盟国であることから、日本の知的財産法制は主要諸国の制度と大きく異なるものではない。以下では、タイプフェイスの保護の問題と関係する日本の制度について、その特徴に重点を置いて説明する。

さらに、タイプフェイスの保護に関し、各制度の適用が問題となった裁判例や保護の可能性についての議論の動向について紹介する。

①著作権制度

a 制度の概要

日本の著作権法において、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」である（著作権法2条1項1号）。著作物を創作する者が著作者であり（同項2号）、著作者は、著作物に関して著作者人

格権と著作権（著作財産権）を原始的に取得する（同法 17 条）。著作者人格権は、具体的には、公表権（同法 18 条 1 項）、氏名表示権（同法 19 条 1 項）、同一性保持権（同法 20 条 1 項）である²²。また、著作権は、具体的には、複製権（同法 21 条）、上演権・演奏権（同法 22 条）等である。著作権の存続期間は、著作権者の死後又は著作物の公表から原則 50 年経過時までである（映画の著作物については 70 年である。）。著作者人格権又は著作権が侵害された場合、権利者は、差止請求（同法 112 条）、損害賠償請求（民法 709 条）、信用回復措置（著作権法 115 条）、不当利得返還請求（民法 703 条）をなし得る。刑事罰もある（著作権法 119 条以下）。日本では、一般不法行為に対する民事救済措置は原則として損害賠償に限られており、知的財産権の侵害については差止が可能であることが知的財産制度の重要な特徴である。

タイプフェイスの保護との関係で特に問題となるのは、著作物の概念である。一般論としては、著作物の定義は、上記のとおりであり、その解釈としては、『思想又は感情』とは、人間の精神活動全般を指し、『創作的に表現したもの』とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、『思想又は感情』の外部的表現に著作者の個性が何らかの形で現われていれば足り、『文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する』というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指す²³とするのが、実務では支配的な考え方である。

このような一般的な著作物の概念に対して、いわゆる応用美術をどのように扱うべきかについては、議論がある。

応用美術とは、純粋美術に対する概念であって、実用品に純粋美術の感覚や技法を応用したものをいう。著作権法 2 条 2 項は、『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする」と定めており、ここで「美術工芸品」とは、応用美術のうちごく少量生産されるものをいうが、美術工芸品以外の応用美術が美術の著作物に当たるか否かについては、著作権法の規定からは明らかでない。

美術工芸品以外の応用美術の著作物性が問題となるのは、意匠制度との関係が背景にある。すなわち、大量生産される実用品、言い換えれば工業品の形状や模様等は、意匠法の下で意匠権によって保護されることが可能である。しかし、意匠権は、特許庁に出願し、新規性や創作性等についての基準を満たすと認められた場合のみに認められ、かつ、権利の存続期間は 20 年である。もしも、実用品の形態が著作権法によっても保護されるとすれば、著作権は創作とともに自動的に発生し、かつ、存続期間が著作者の死後（又は高海から）50 年以上と長いこと等から、意匠制度は事実上ほとんど使われなくなる可能性がある。しかし、工業デザインの保護については、独自に意匠制度が設けられている以上、著作権制度の対象は、意匠制度の存在意義を損なわない範囲に限定すべきではないかとの考え方がある。他方で、両制度はそれぞれ異なる政策目的（意匠制度は産業の発達、著作権制度は文化の発展にそれぞれ資することを目的とする。）のための制度であることから、保護対象が重複するとしてもあえて調整を行う必要はないとする考え方も主張されている。

²² この他、著作権法 113 条により、一定の行為が著作者人格権を侵害するとみなされる。

²³ 東京高判昭和 62 年 2 月 19 日無体集 19 巻 1 号 30 頁。

実務においては、上記のうち前者の説、すなわち著作権制度の所掌範囲を、意匠制度との関係で限定するべきであるとする説が支持されている。学説でも、この説が多数説といえる。この立場では、応用美術については、「純粋美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有している」²⁴場合に、美術の著作物として保護されとする。著作権法 2 条 1 項 1 号の著作物の定義との関係でいえば、応用美術については、通常の著作物の場合よりも高度な創作性が認められる場合に限り、同号後段の「美術・・・の範囲に属する」と認められると解することになる。

b 裁判例

タイプフェイスの著作権法による保護の可能性については、著作物性を認め得るかが最大の問題となる。具体的には、上述のとおり、美術の著作物に当たるか否かという問題であるが、その際の留意点としては、第一に、応用美術をどこまで著作物として保護すべきかという点、第二に、文字等の表現手段を著作物として保護することの是非という点がある。

過去の主要な裁判例を以下に挙げる。

(i) ヤギ・ボールド事件

本件は、装飾的なアルファベットのタイプフェイスの著作物性が問題となった事例である。

原告は、被告 A が著作し、被告 B が出版した「ニューアルファベット」等と題する書籍において、原告の創作した著作物であるタイプフェイスが複製されており、これは著作権侵害に当たると主張して差止めと損害賠償と求めた。原告の創作したタイプフェイスの例は、図 2 のとおりである。

一審の東京地裁²⁵は、美術の著作物の範囲につき、著作権法 2 条 2 項は、純粋美術のほか、特に美術工芸品のみを例外的に美術の著作物と扱うことを定めた規定であると解し、「かりに一步を譲り、この見解〔引用者注、応用美術でありながら同時に純粋美術と認められるものがあり得るとする見解〕を採るにしても、著作権法によつて保護されるべき応用美術作品は、それが産業上利用されることを目的とするという製作意図を一応捨象して、客観的外形的に観察するかぎり、絵画、彫刻等専ら美の表現のみを目的とする純粋美術作品と区別しえず、通常美術鑑賞の対象とされうるものに限定されるべきは、むしろ当然」であるとした上で、次のように述べて、原告のタイプフェイスの著作物性を否定した。

「デザイン書体は、一般に、専ら美の表現のみを目的とする純粋美術の作品とはいえず、また、通常美術鑑賞の対象とされるものでもない。すなわち、文字は、元来、情報伝達のための実用的記号（の一種）であるところ、デザイン書体は、かかる事実を前提に情報伝達という実用的機能をにない、かつ、当該機能を果すために使用される記号と

²⁴ 神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 巻 2 号 371 頁。他にも多数の裁判例が同趣旨を述べている。判断基準の具体的な表現は、裁判例によって異なるが、その趣旨は概ね同じものと解してよい。

²⁵ 東京地判昭 54 年 3 月 9 日無体集 11 巻 1 号 114 頁。

しての文字に、美的形象を付与すべくデザインしたものであつて、そのこと自体から、実用に供されることを目的とするものということができる。デザイン書体のうち、印刷用活字・写真植字用文字盤等大量生産を予定する実用品に直接応用されることを目的としでデザインされるタイプ・フェイスにおいては、実用品との関連性は極めて直接的であるが、一応これら実用品との直接的関連をはなれて、抽象的に記号としての文字にデザインを施す場合にも、その本質においてはなんらの差異も認められない（なお、デザイン書体が応用美術の分野に属するものであること自体は、原告も自認するところである。）。

著作物性を肯定されることのある『書』及び『花文字』も、文字を素材とする美的作品であるという点においては、デザイン書体と異なるところがない。しかし、『書』についていえば、文字が毛筆で書かれているからといって、ただそれだけで著作物性を取得するわけではない。専ら美の表現を目的として書かれ、美術的書となつて、はじめて美術の著作物として保護されるのである。そして、美術的書においては、たしかに文字が書かれてはいるが、それは情報伝達という実用的機能を果すことを目的とせず、専ら美を表現するための素材たるに止まり、そのことによつて、通常美術鑑賞の対象とされるのである。ことは『花文字』についても同様である。文字に装飾が施され、社会的には『花文字』といわれるものであつても、それが書籍のテキスト等に使用され、情報伝達のための実用的記号として機能するものであるかぎり、いまだ著作物とはいえず、絵画ともいえる程度にまで達し、通常美術鑑賞の対象とされるに及んで、はじめて美術の著作物として保護されるものというべきである。そして、ここに至れば、その文字は実用的記号としての性格を喪失するのである。したがつて、『書』及び『花文字』に著作物性を肯定される場合があるからといって、これをもつて、デザイン書体が著作物たりうることを理由づける根拠とすることは、できないものというべきである。

そして、デザイン書体が美術工芸品に該当しないことは、説明するまでもない。」

控訴審である東京高裁²⁶は、次のように、一般論としてタイプフェイスに著作物性を認める可能性を一切否定するかのような判断を示し、控訴を棄却した。

「文字及びこれに付随して広く用いられる記号（以下、これを『文字等』という。）は、様々な態様をとりうる書体をもつて、はじめて、かつ、専らこれによつて表出されるものであり、書体を伴わない文字等はない。すなわち、文字等については、その表出に用いられうる書体が文字等と不可分に存しているといいうべきものである。したがつて、特定人に対し、書体について独占的排他的な権利である著作権を認めることは、万人共有の文化的財産たる文字等について、その限度で、その特定人にこれを排他的に独占させ、著作権法の定める長い保護期間にわたり、他人の使用を排除してしまうことになり、容認しえないところである（文字等が本来情報伝達の手段である以上、それは直ちに公に用いられるであろうから、他人がそれとは全く独自に同一著作物を創作して著作権を取得するという余地は、まず考え難いし、万人共有の財産を独占してしまうことには変りはない。）。

²⁶ 東京高判昭 58 年 4 月 26 日無体集 15 卷 1 号 340 頁。

もつとも、いま文字等の限度において考えるに、たとえば、書や花文字のあるもののように、文字を素材としたものであつても、専ら思想又は感情にかかる美的な創作であつて、文字等が本来有する情報伝達という実用的機能を果すものではなく、美的な鑑賞の対象となるものであるときには、それは、文字等の実用的記号としての本来的性格を有しないから、著作物性を有するとしうべきものである。

また、文字等ひいてその書体は、その本来の性質として、必要に応じ、大小、太細、濃淡などの態様、黒、青などの色彩をもつて、種々の素材上に、思想又は感情を表現する文を構成するための手段として組み合わせられて用いられるべきものであることはいうまでもなく、この意味で、まさに実用的なものである。そして、一般に、実用的なものが、おのずから様々に美的な表現を包含するのは当然であり、現に、文字等の広く一般に用いられている書体においても、そのままで美的な表現を十分具えており、更には、日常個々人が作出する書体も、美的な創作的表現を様々に具えることが多いことは疑いの余地のないところであつて、むしろ、実用的なものこそ、美的かどうかは優れて主観的な面を有するものであるとはいへ、多くの優れた美をおのずと具現するものである。そして、著作権法上の著作物性は、美的な価値の多寡高低によつて決せられるものではなく、単に美術の範囲に属するか否かによつて決せられるものであつて、文字等の書体について美的な表現を創作するにあつての労作の多少などは、著作物性の決定については考慮されるべきものではない。

文字等の書体は、結局、著作物として特定人に付与される排他的権利の対象とされえないものというべきである。」

「本件各文字及び本件文字セットは、それぞれ『一組のデザインとして、印刷、タイプライター、その他の印刷技法によつて文を組立てる手段として意図された』タイプ・フェイス（書体）であることが明らかであつて、本件各文字にはデザインが施されているとはいへ、各文字、数字、その他の記号などは、本来的にそれらの組合わせによつて、情報伝達という実用的機能を期待されたものであり、それがため、そこに美の表現があるとしても、文字等についてすべての国民が共通に有する認識を前提として、特定の文字なり、数字なりとして理解されうる基本的形態を失つてはならないという本質的制約を受けるものである。この点からしても、本件各文字を美術鑑賞の対象として絵画や彫刻などと同視しうる美的創作物とみることはできない。

更に、本件文字セット（各一揃い）を客観的にみても、タイプ・フェイスとして文を組立てるうえでの実用的利用目的のために、それぞれのセットは、アルファベット、各種記号、数字の順に配列されたものとみられ、この配列形態によつて、鑑賞の対象として絵画や彫刻などと同視できる鑑賞美術の著作物を創作的に表現したものとは認められない。」

A A A A B B B C C D D D E E F F G
 H H H I J J K K L L M M N N
 O O P P Q Q R R R S S S T T T
 U U V V W W X X Y Y Z Z
 [] ^ _ ` { | } ~ ¡ ¢ £ ¤ ¥
 ¦ § ¨ © ª « ¬ ® ¯ ° ± ² ³
 ´ µ ¶ · ¸ ¹ º » ¼ ½ ¾
 ¿ À Á Â Ã Ä Å Æ Ç È É
 Ê Ë Ì Í Î Ï Ñ Ò Ó Ô Õ Ö
 × Ø Ù Ú Û Ü Ý Þ ß à á â
 ã

本件は、明朝体及びゴシック体にそれぞれ分類される実用的なタイプフェイスに関する事案である。原告と被告は、いずれもタイプフェイス及びフォントの制作を行っている事業者であり、原告は被告によるタイプフェイスの販売行為等が原告自身のタイプフェイスに係る著作権を侵害すると主張して、著作権の確認、被告行為の差止め、損害賠償等を求めた。

「本件書体のような文字の書体であって、なお、著作権法の保護の対象になるものがあるとすれば、それは、当該文字が持っている本来の情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要でないが、当該文字が本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用された時の見やすさ、見た目の美しさだけでなく、それとは別に、当該書体それ自体が、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものでなければならないと解するのが相当である。」

27 大阪地判平元年 3 月 8 日無体集 21 卷 1 号 93 頁。本件は、原告により控訴されたが、控訴審段階で和解により決着している。

体、少なくとも、その明朝体文字なら明朝体文字、ゴシック体文字ならゴシック体文字全体を通覧した場合に認識できるそれらの文字に特有な創作的デザイン要素は何なのか、その創作性の内容を具体的に確定できるだけの資料はない。しかし、別紙書体一覧表に記載されている本件書体の文字を通覧しただけでも、本件書体が、実用性の強いものであって、右にいう程度の美的創作性を有しないものであることは、明らかである。本件原字全体及び本件各文字、いずれについても、原告主張のような著作物性を認めることはできないというほかはない。」

なお、原告は、著作権侵害に当たらないとしても不法行為に当たる旨の主張をしていたが、判決は、この点については、「著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が、他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、これについて不法行為の法理を適用して保護する余地はあると解するのが相当」としつつも、「本件書体の創作性の内容が必ずしも明らかでない」し、「被告書体が、本件書体に似ていることは否定できないとしても、だからといって、直ちに、これをそっくりそのまま流用したものであるとまで断じることはできない」として、不法行為の成立も否定した。

(iii) ゴナ書体事件

本件も、実用的なタイプフェイスに関する事案であり、原告と被告はともにフォントの販売事業者である。原告は、被告 A によるデジタルフォントの販売及び被告 B による写真植字用文字盤の販売の行為は、原告のタイプフェイスに係る著作権を侵害すると主張し、さらに予備的に不法行為の成立も主張して、差止め、損害賠償を請求した。

一審の大阪地裁²⁸は、原告の主位的請求及び予備的請求のいずれも否定し、控訴審の大阪高裁²⁹も一審の判断を支持して控訴を棄却した。本件は上告され、最高裁は以下のとおり述べて上告を棄却した。

「著作権法 2 条 1 項 1 号は、『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。この点につき、印刷用書体について右の独創性を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作し又はこれを改良することができなくなるなどのおそれがあり（著作権法 19 条ないし 21 条、27 条）、著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。また、印刷用書体は、文字の有する情報伝達機能を発揮する必要があるために、必然的にその形態

²⁸ 大阪地判平成 9 年 6 月 24 日判タ 956 号 267 頁。

²⁹ 大阪高判平成 10 年 7 月 17 日民集 54 巻 7 号 2562 頁。

には一定の制約を受けるものであるところ、これが一般的に著作物として保護されるものとする、著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することとなり、権利関係が複雑となり、混乱を招くことが予想される。」

「これを本件について見ると、原審の確定したところによれば、第一審判決別紙目録(三)の書体を含む一組の書体(ゴナU)及び同目録(四)の書体を含む一組の書体(ゴナM。以下、ゴナUと併せて「上告人書体」という。)は、従来から印刷用の書体として用いられていた種々のゴシック体を基礎とし、それを発展させたものであって、『従来のゴシック体にはない斬新でグラフィカルな感覚のデザインとする』とはいうものの、『文字本来の機能である美しさ、読みやすさを持ち、奇をてらわない素直な書体とする』という構想の下に制作され、従来からあるゴシック体のデザインから大きく外れるものではない、というのである。右事情の下においては、上告人書体が、前記の独創性及び美的特性を備えているということはできず、これが著作権法二条一項一号所定の著作物に当たるとすることはできない。また、このように独創性及び美的特性を備えていない上告人書体が、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約上保護されるべき『応用美術の著作物』であるということもできない。」

本判決は、最高裁として初めてタイプフェイスの著作物性について判断したものと、極めて重要な意義を有する。

(iv) 書の著作物としての保護が問題になった事例

タイプフェイスではなく、書(calligraphy)の保護が問題となった裁判例も複数存在する。美的鑑賞の目的で制作される書に関しては、著作物性が比較的容易に認められてきているが、その保護(著作権審判の成否)については、文字等の形の法的保護が表現行為に与える影響への配慮がなされている点が、タイプフェイスの保護を検討するに際しても参考になる。

例えば、書家である原告が、被告らが制作、設置した看板に用いられた文字が、原告の書の複製であるとして著作権及び著作者人格権の侵害を主張した事案において、裁判所(東京地裁)³⁰は、著作物性については、「本件書は、原告がその思想又は感情を創作的に表現したものであって、美術の範囲に属する書としての著作物であると認めることができる。そして、仮に、同被告らのいうように、原告において、本件書を書いた後、これを使用する者から使用料を徴収するなどの行為をしたとしても、そのことによって、本件書の著作物性が失われるものではない。」と比較的簡単にこれを認めている。しかし、侵害の成否については、「文字自体の字体は、本来、著作物性を有するものではなく、したがってまた、これに特定人の独占的排他的権利が認められるものではなく、更に、書の字体は、同一人が書いたものであっても、多くの異なったものとなりうるのであるから、単にこれと類似するからといって、その範囲にまで独占的な権利を認めると

³⁰ 東京地判平成元年11月10日無体集21巻3号845頁(動書事件)。なお、同じ原告の書について、別事件で著作権等の侵害を認めた判決として、東京地判昭和60年10月30日無体集17巻3号520頁がある。

すれば、その範囲は広範に及び、文字自体の字体に著作物性を認め、これにかかる権利を認めるに等しいことになるおそれがあるものといわざるを得ない。したがって、書については、単にその字体に類似するからといって、そのことから直ちに書を複製したものということとはできない、と解すべきである。」と述べ、本件事案においては、原告の書とこれに対応する被告側の文字とを対比すると、「一見して明らかな相違があるか、せいぜい字体が単に類似するにすぎないものと認められるから、被告らの行為をもって、本件書を複製したものとするのは困難であるというほかはない。なお、両者が、字体以外の要素、例えば、墨の濃淡、かすれ具合、筆の勢い等の点について類似していることを認めるに足りる証拠も存しない。」として、複製を否定した。

さらに、より新しい裁判例では、書家である原告が、原告の書を撮影した写真を宣伝広告用カタログに掲載した被告らに対して、著作権及び著作者人格権の侵害を理由として損害賠償を求めた事案について、裁判所（東京高裁）³¹は、まず、書の著作物としての特性について以下のように述べている。

「書は、一般に、文字及び書体の選択、文字の形、太細、方向、大きさ、全体の配置と構成、墨の濃淡と潤渇（にじみ、かすれを含む。以下、同じ。）などの表現形式を通じて、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢い、ひいては作者の精神性までも見る者に感得させる造形芸術であるとされている……。他方、書は、本来的には情報伝達という実用的機能を担うものとして特定人の独占が許されない文字を素材として成り立っているという性格上、文字の基本的な形（字体、書体）による表現上の制約を伴うことは否定することができず、書として表現されているとしても、その字体や書体そのものに著作物性を見いだすことは一般的には困難であるから、書の著作物としての本質的な特徴、すなわち思想、感情の創作的な表現部分は、字体や書体のほか、これに付け加えられた書に特有の上記の美的要素に求めざるを得ない。」

そして、書を写真により再製する行為が美術の著作物としての書の複製に当たるといえるためには、「一般人の通常の注意力を基準とした上、当該書の写真において、上記表現形式を通じ、単に字体や書体が再現されているにとどまらず、文字の形の独創性、線の美しさと微妙さ、文字群と余白の構成美、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢いといった上記の美的要素を直接感得することができる程度に再現がされていることを要するものというべきである。」とした上で、本件事案については、「本件各カタログ中の本件各作品部分を一般人が通常の注意力をもって見た場合に、これを通じて、本件各作品が本来有していると考えられる線の美しさと微妙さ、運筆の緩急と抑揚、墨色の冴えと変化、筆の勢いといった美的要素を直接感得することは困難であるといわざるを得ない。」と述べて、著作物としての書の複製とは認められないとしている。

(v) デジタル・フォントのプログラム著作物としての保護

やや特殊な事例であるが、デジタル・フォントの海賊版を不正にインストールしたパ

³¹ 東京高裁平成 14 年 2 月 18 日判時 1786 号 136 頁（雪月花事件）。なお一審判決は東京地判平成 11 年 10 月 27 日判時 1701 号 157 頁。

ーソナル・コンピュータを販売する事業者等の行為が、デジタル・フォントのプログラムの著作権を侵害したとして、差止め及び損害賠償が認められた事例がある³²。

デジタル・フォントについて、他のソフトウェアからの要求に基づき、特定の文字を指定された大きさで表示等するためのプログラムに組み込まれている場合には、そのプログラムを著作物として保護する可能性があること³³に異論はないと思われる。

(vi) 裁判例についてのまとめ

以上の裁判例を概観した結果をまとめておく。

まず、タイプフェイスの著作物性については、ゴナ書体事件の最高裁判決が、現在の日本における実務上の判断基準を示している。すなわち、タイプフェイスについて著作物性が認められる可能性がないわけではないが、著作物と認められるためには、従来の書体に比して「顕著な特徴を有するといった独創性」を備えることが必要であり、かつ、「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性」を備えていることが必要とされている。

タイプフェイスは一種の応用美術と捉えられており、上述のとおり、日本の著作権法においては、応用美術は美術鑑賞の対象となるような美的特性を備えた場合に限って著作物と認められるとする見解が支配的であることから、最高裁判決の判断基準でも、この見解に沿って、後段（美的特性の基準）が求められることになる。

これに対し、「独創性」という要件はどのように捉えるべきか。著作物一般の定義においては、「創作性」が要件とされるところ、創作性とは、思想又は感情の表現に著作者の個性が何らかの形で現れていればこれを認めてよいと解されている。「独創性」とは、この「創作性」の要件について、通常よりも高度な基準を適用することを意味すると捉えてよいと思われる。タイプフェイスについてこのような高度な創作性基準を適用する理由としては、文字や記号は、元来一定の規格化された形態を備えていなくてはならないことから、具体的表現を変化させられる幅が狭いところ、タイプフェイスの表現のわずかな違いを個性（の違い）と捉えて創作性を認め、これを法的に保護した場合には、最高裁判決が述べるように、新たなタイプフェイスの制作等を困難にし、また権利関係の複雑化（例えば、ほとんどのタイプフェイスは既存のタイプフェイスの翻案と捉えられることになろう。）を招く等の問題を生じるという点があろう。

次に、タイプフェイスを仮に著作物として保護する場合の留意点として、表現行為の制約になりかねないという問題がある。この点は、上述のとおり、著作物として保護される書に関する著作権侵害事件において、複製の認定を厳格に行うことにより、この問題に対応している裁判例が見られるところである。そして、タイプフェイスについても、ゴナ書体事件の最高裁判決が、印刷物の出版及び複製、新たな書体の制作等の表現行為への影響について述べている。

ただし、最高裁判決が指摘する、タイプフェイスの著作物としての保護が印刷物の出版及び複製を抑制しかねないという点は、議論の余地があろう。すなわち、タイプフェ

³² 大阪地判平成 16 年 5 月 13 日平成 15 年（ワ）2552 号。

³³ そのプログラムについて著作物としての創作性が認められる必要があることは当然である。

イスは、一揃いの組（set）により構成されるものであり、これを著作物として保護した場合に、どのような行為に権利が及ぶかは、異なる考え方があり得よう。仮に、あるタイプフェイスが著作物と認められる場合について、タイプフェイスはあくまで組（set）として著作物性が認められるのであるから、その組の全体あるいは大部分が複製等された場合に、はじめて複製権等の侵害が成立するとすることが考えられる。他方、著作物の一部であってもその部分だけで著作物性を認められる限り、その部分を複製等すれば複製権等の侵害が成立すると考えることも可能である。この問題については、著作権法における一般的な考え方を適用すれば、後者に分があると思われる。しかし、全体として著作物と認め得るタイプフェイスのうちの一部が著作物と認められるか否かは、それ自体、難しい問題である。

いずれにしろ、最高裁判決が示した基準の下で、実際にタイプフェイスが著作物として保護される可能性は非常に低い（特殊な事例に限られる）と解されており、著作権法との関係で上記の法的保護に当たっての問題点が現実的に生じる可能性も低い。しかし、上記の問題点は、著作権法以外の制度による保護を検討する場合にも、留意されるべき点である。

c 学説等の動向

タイプフェイスを著作物として保護することについては、解釈論としてはもとより、立法論としても、消極的な立場が通説である。

現行著作権法の解釈については、ゴナ書体事件の最高裁判決の立場が、基本的には支持されている。ただし、最近の有力説は、タイプフェイスの保護の問題は、通常の実用美術の保護の問題とは異質であり（タイプフェイスは意匠制度でも保護されないため、著作権法と意匠法のすみ分けが問題となる通常の実用美術とは異なる。）、タイプフェイス特有の性質からいかなる保護態様が最も好ましいか、著作権法で保護した場合の具体的弊害は何かを検討すべきであると指摘している³⁴。

また、立法論、政策論としても、タイプフェイスは著作物としての保護に本来的になじまず、著作権法をあえて改正してタイプフェイスの保護を拡充することは妥当でないとする立場が通説といってよいと思われる³⁵。

②意匠制度

a 制度の概要

意匠法は、意匠の保護と利用を図ることにより、その創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とする（意匠法1条）。意匠とは、工業デザインのことであり、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの」をいう（同法2条1項）。

意匠権は、意匠登録を受ける権利を有する者が、その意匠について意匠登録出願をな

³⁴ 中山信弘『著作権法』155頁（有斐閣・2008年）。

³⁵ 中山・前注156頁。著作権法による保護の弊害、人格権まで認める必要性はないことなどが指摘されている。

し、特許庁の審査官による審査を経て意匠登録の査定を受け、設定登録がなされることにより発生する（同法 20 条）。意匠登録を受ける実体的要件は、工業上利用可能な意匠であること（同法 3 条 1 項）、新規性（同項）、創作が容易でないこと（同条 2 項）等である。日本では、意匠権は登録された場合のみに発生し、一部の国のような無登録意匠制度は存在しない³⁶。

意匠権の効力は、業として登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する行為に及ぶ（同法 23 条）。権利の存続期間は、登録から 20 年である。意匠権の侵害に対しては、差止請求（同法 37 条）、損害賠償請求（民法 709 条）、信用回復措置請求（意匠法 41 条、特許法 106 条準用）、不当利得返還請求（民法 703 条）が可能である。刑事罰もある（意匠法 69 条）。

日本の意匠制度の大きな特徴としては、第一に、意匠をあくまで物品と関連付けてとらえている点が挙げられる。すなわち、前述のように、意匠は物品の形態（形状、模様等）であり、物品と離れた模様等のみでは意匠と認められない。意匠制度は、工業的手段によって量産される有体物（物品）に展開するデザインを保護する制度とされているわけである。この点において、例えば、EU の共同体意匠制度と異なる。そして、正にこの点が、タイプフェイスを意匠制度によって保護することを困難にしている。

第二に、登録主義をとっており、かつ、登録を受けるためには、実体審査を経る必要がある。一部の国に存在する、無登録の意匠制度や、実体審査なしに登録を認める意匠制度は、日本では採用されていない。

b 実例

日本の意匠法では、上記のように、意匠が物品に関するものに限定されているため、物品の生産に直接関係のない文字のデザインそれ自体を現行意匠法により保護することはできないと解されている。

c 学説等の動向

現行意匠法の下で、タイプフェイスについて意匠登録が困難であることについては、異論がないと思われる。

他方、立法論として、意匠法の改正によりタイプフェイスを意匠権による保護の対象とすることについても、次のような問題点が指摘されている³⁷。

(i) 意匠権の性質との関係：意匠権は、登録意匠とこれに類似する意匠を業として実施する排他的独占権であり、侵害があったときには過失があったものと推定される非常に強い権利である。一方、タイプフェイスは、情報伝達の媒介であり、事業を営む上だけでなく日常生活でも必要不可欠なものであるため、その独占権が影響する範囲は広く、強すぎる権利を与えると産業を萎縮させる可能性がある。また、タイプフェイスは情報

³⁶ ただし、不正競争防止法において、商品形態の模倣行為（同法 2 条 1 項 3 号）、周知商品等表示の利用による混同惹起行為（同項 1 号）、及び著名商品等表示の冒用行為（同項 2 号）が不正競争として規整されることは、実質的には無登録で意匠を保護するのに近い効果を持っている。

³⁷ 知財研報告書 64 頁以下。

伝達がその主たる目的であることから、読みやすい実用的な文字ほど産業の発達に寄与するものといえるが、実用性の高いタイプフェイスほど、文字文化内での共通認識に基づき、既存の字に類似してしまう性質があるところ、意匠権のように類似する意匠にまで権利が及び、さらに、侵害時に過失があったものと推定されると、特に実用的なタイプフェイスの開発を萎縮させる可能性が高く、意匠法の目的と相反するおそれがある。

(ii) 意匠法の保護要件との関係：意匠法において、意匠登録され、保護されるためには、新規性、創作非容易性等の保護要件を満たす必要がある。一方、特に実用的なタイプフェイスほど、意匠法の新規性、創作非容易性等の保護要件を満たすことが困難だと考えられる。

(iii) タイプフェイスの類否判断との関係：意匠法において、意匠権を付与したり、侵害の有無を判断するためには、二つの意匠を比較し、それが類似するものか否かという類否判断を行うことが必要不可欠である。一方、タイプフェイスについては、類否判断の手法や基準が確立していない中、意匠権のように類似する意匠の範囲にまで権利が及ぶ強い権利をタイプフェイスに与えた場合、自己のタイプフェイスの創作や実施が、他者の意匠権を侵害するか否かの判断ができず、タイプフェイスの創作や実施を萎縮させるおそれがある。

(iv) 意匠の物品性との関係：既述の、日本の意匠法では、意匠が物品に関するものに限定されているという問題である。

(v) タイプフェイスの流動性との関係：タイプフェイスは、形状に関するあるコンセプトに従い創作された一揃いの文字等であるが、基本コンセプトの範囲内で、文字のつぶれを避け、錯視等を視覚的に調整する等のために、文字毎に一定の決まりに基づく例外的処理が加えられており、タイプフェイスを構成する文字等は、必ずしも厳密な意味での統一性を有しているとはいえない。また、タイプフェイスは文字数等に制限がなく、不足文字がいつ追加されるとも限らないため、創作の完了がいつの時点か明確でない。意匠権のような物権的な権利を与える制度にタイプフェイスの保護を組み込むことは、必要に応じて可読性を高めるよう変化していくタイプフェイスにとって、出願の時点のタイプフェイスのみに限って権利を与えることとなり、その後に加えた可読性を高めるための修正や不足した文字の追加等を権利に含めることができなくなることが考えられる。

これらの問題点は、すべてが意匠制度によるタイプフェイスの保護を否定する根拠となるわけではなく、立法の対応によりある程度解決できるものもあろう（例えば、(iv)や(v)）。しかし、特に(i)や(ii)は、意匠制度の根幹にかかわる問題点であって、これらに修正を加えてまでタイプフェイスを意匠制度によって保護する必要性は認められないというのが、タイプフェイス関係者及び有識者から構成される研究会の結論であった³⁸。

ただし、既にみたとおり、米国やEUでは、タイプフェイスを意匠制度によって保護しているところである。日本においても、将来、タイプフェイスを巡る紛争の実情等も踏まえて、意匠制度によるタイプフェイスの保護が本格的に検討される可能性もある。

³⁸ 知財研報告書 68 頁。

③不正競争防止法

a 制度の概要

日本では、不正競争の防止（パリ条約1条、10条の2参照）について、不正競争防止法（以下、「不競法」ということがある。）により対応している³⁹。

不競法は、「事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている（同法1条）。

同法は、まず2条1項において、「不正競争」の定義をしている。同項は1号から15号にわたって「不正競争」となる行為類型を具体的に定めており、ドイツ等の不正競争防止法で見られる一般条項（不正競争行為を抽象的に定め、具体的な行為がこれに当たるか否かの判断について、裁判所に大幅な裁量の余地を認めている規定）は存在しない。そこで、日本においては、不競法2条1項のいずれかの号に該当する行為のみが同法上の「不正競争」行為に当たると解されている（すなわち同項は、不正競争行為を限定列挙したものと解されている。）。

「不正競争」行為とされるのは、周知表示混同惹起行為（不競法2条1項1号）、著名表示冒用行為（同項2号）、商品形態模倣行為（同項3号）、営業秘密に係る不正取得等の行為（同項4号ないし9号）、技術的制限手段に係る不正行為（同項10号、11号）、ドメイン名に係る不正行為（同項12号）、原産地等誤認惹起行為（同項13号）、信用毀損行為（同項14号）、代理人等の商標冒用行為（同項15号）である。

それらのうち、タイプフェイスの保護が問題となり得る不正競争行為類型は、周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為及び商品形態模倣行為である。

まず、前2者は、商品又は営業の表示（「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するもの」。同法2条1項1号）に関する行為である。第一に、周知表示混同惹起行為とは、「他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示の使用等により、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」（同号）である。第二に、著名表示冒用行為とは、「他人の著名な商品等表示と同一又は類似のものを、自己の商品等表示として使用する等の行為」（同項2号）である。著名（第一の類型の周知表示よりも認知度が高く、全国的に知られている場合を指す。）の表示について、混同のおそれの有無を問わず、希釈化（dilution）から保護する趣旨である。

次に商品形態模倣行為とは、「他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為」（同項3号）である。ここにいう商品の形態について、本規定が導入された時点（1992年）では定義がなかったが、2005年の法改正により、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。」（不競法2条4項）とされた。ま

³⁹ 周知のとおり、不正競争の防止については、英国や仏のように特別の法律を持たない国と、ドイツやスイスのように特別の法律を有する国がある。日本は後者に属する。日本の不正競争防止法は、1934年に制定され、1993年に抜本的な改正が行われ、その後も頻繁に改正されている。

た、「模倣」については、「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。」（同条 5 項）という定義が、やはり 2005 年の法改正により新たに設けられた。

不正競争によって営業上の利益を侵害された者等は、差止請求（同法 3 条）、損害賠償請求（同法 4 条）、信用回復措置請求（同法 14 条）が可能である。また、一部の行為については、罰則が設けられている（同法 21 条、22 条）。不正競争行為に該当しても、行為者に正当な事由が認められる場合等は、民事救済措置及び罰則の規定について適用が除外される（同法 19 条 1 項）。

b 裁判例

タイプフェイスの不正競争防止法による保護については、上述のとおり、商品等表示に関する 2 条 1 項 1 号及び 2 号、並びに他人の商品形態の模倣に係る 2 条 1 項 3 号の適用によることが考えられる。

まず、前者による保護については、商品等表示の概念とタイプフェイスの関係が問題となる。かつての裁判例では、無体物である書体は「商品」に該当しないとするものがあった⁴⁰。しかし、1993 年の仮処分事件において、東京高裁⁴¹は、無体物であっても、その経済的な価値が社会的に承認され、独立して取引の対象とされている場合には、「商品」に含まれるとし、「印刷業者、新聞社、プリンターメーカー等は、それぞれ自己の用途にとって最も好ましいと考える特定の書体を選択し、当該書体メーカーと有償の使用許諾契約等を締結してその書体を使用しているものといえることができるから、抗告人らの書体メーカーによって開発された特定の書体は、正に経済的な価値を有するものとして、独立した取引の対象とされていることは明らかというべきである。そうすると、かかる性格を有する書体を単に無体物であるとの理由のみで・・・『商品』に該当しないとするのは相当ではないというべきである」とした。そして、本件事案においては、債権者（通常の訴訟における原告）のタイプフェイスは周知の商品表示と認められ、かつ、債務者（通常の事件における被告）のタイプフェイスはそれと類似し、混同の恐れがあると認められるとして、不正競争の成立を認めた。

その後、2003 年にコンピュータ画面上に表示される標章について商標登録を可能とするための商標法改正がなされた際、商標法及び不正競争防止法における「商品」概念についての法改正の要否が政府内で検討されたが、すでに解釈によって「商品」は無体物も含むものとして広く捉えられていることから、あえて法改正をする必要はないとさ

⁴⁰ 東京高判昭和 57 年 4 月 28 日無体集 14 巻 1 号 351 頁（タイポス書体事件）。同判決は、「『商品』とは、少なくとも有体物（容器に収めて取引される無定形物を含む。）であることを必要とし、無体物はこれに含まれないと解するのが相当」としている。第一審の東京地判昭和 55 年 3 月 10 日無体集 12 巻 1 号 47 頁も同旨を述べていた。しかし、学説からは、「商品」を有体物に限定することは妥当でないとの批判がなされた。紋谷暢男「タイプフェイスの不正競争法及び不法行為法上の保護」ジュリスト 849 号 109 頁（1985 年）参照。

⁴¹ 東京高決平成 5 年 12 月 24 日判時 1505 号 136 頁（モリサワタイプフェイス仮処分事件抗告審）。第一審の東京地決平成 5 年 6 月 25 日判時 1505 号 144 頁は、商品とは優待物に限るとして、申請を却下していた。なお、本事件では、平成 5 年法改正前の旧 1 条 1 項 1 号（現行法の 2 条 1 項 1 号に相応する。）の適用が問題となっている。

れた。したがって、「商品」概念に無体物が含まれることは、すでに定着した解釈とい
ってよい。

次に、2条1項3号による保護については、「商品の形態」に該当するか否かが問題
となる。従来は、「商品の形態」について法律上の定義はなく、解釈に委ねられていた
ため、「商品」概念に無体物も含まれるとすれば、タイプフェイスも商品形態に当たる
可能性は十分にあった。現に、タイプフェイスについて同号適用の余地を認める学説が
あった⁴²。しかし、2005年の不競法改正により、「商品の形態」とは「知覚によって認
識することのできる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、
光沢及び質感」である旨の定義規定（2条4項）が設けられたところ、この定義規定で
は、「外部及び内部」や「形状」という概念が用いられていることから、有体物の形態
を指しているように読めることから、タイプフェイスが「商品の形態」に含まれると解
することは困難になったように思われる。

以上、不競法による保護についてまとめると、2条1項1号又は2号の商品等表示に
係る行為に関する規定によって、タイプフェイスを保護することは可能である。ただし、
当然ながらそれらの規定における諸要件を充足する必要性があり、実際にそれらの要件を
満たすことは必ずしも容易でないとも言われている⁴³。

一方、2条1項3号による保護は、2005年法改正により困難になったと思われる。

なお、タイプフェイスについての問題は、サプライヤーとユーザーとの関係で生じて
いることが多いことから、必ずしも不正競争防止法での保護になじまないとの見方もあ
る⁴⁴。また、タイプフェイスの保護を拡充するために不競法を改正する案については、
現時点では強い支持は見られない⁴⁵。

④不法行為法（民法）

a 制度の概要

日本の不法行為法の最も一般的な規定は、民法709条である。同条は、「故意又は過
失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた
損害を賠償する責任を負う。」と定める。この規定から明らかなように、保護の対象は、
「権利又は法律上保護される利益」である。また、救済措置は、原則として損害賠償に
限られる⁴⁶。

⁴² 渋谷達紀「商品形態の模倣禁止」マックス・プランク知的財産・競争法研究所編『知的財産と競争法の理論 F.K.バイヤー教授古稀記念論文集』355、368頁（第一法規出版・1996年）、田村善之『不正競争法概説〔第2版〕』300頁（有斐閣・2003年）、小野昌延編著『新・注解 不正競争防止法〔新版〕（上巻）』452頁〔泉克幸執筆〕（青林書院・2007年）等。

⁴³ 知財研報告書70頁。

⁴⁴ 知財研報告書70頁。

⁴⁵ 知財研報告書70頁。

⁴⁶ 日本における損害賠償は、損害を填補する限度で認められ、懲罰的賠償は認められていない。また、差止めは、法律上これを認める規定がある場合や人格権侵害の事案などで例外的に認められるにとどまり、一般的な不法行為については差止請求はできないとするのが、現在の実務の扱いである。なお、名誉毀損については、民法723条が名誉回復措置を認めている。

b 裁判例

タイプフェイスの不法行為法による保護については、かつての裁判例には、その可能性を否定したものがあった⁴⁷。すなわち、同判決は、「もともと、文字の書体は、線の一定の配列により特定の音又は意味内容を伝達するものであるから、当然一定の形態をとることになる。したがって、そのような一定の形態をとる一つ一つの文字自体における個々の形態ないしその創作も保護しなければならず、法律上の保護に値する利益があるものとすれば、無限に存する書体自体の私有化を認めるに等しい結果となり、本来国民共有の財産たるべきはずの文字は、僅かな者の独占的使用に委ねられ、国民による文字の自由使用は不可能になってしまうのであつて、帰結するところは明らかに不当である。」として、他人のタイプフェイスに類似するタイプフェイスを制作、販売する行為について不法行為の成立を否定した。

しかし、同判決に対しては、学説から、タイプフェイスの保護は印刷技術によって文を構成するための手段としての書体の保護であつて、文字自体の使用の制限とは異なり、既に一般化した書体は国民が自由に利用できることから、判決の議論は早計であると批判するとともに、むしろ一般論としてはタイプフェイスの不法行為上の保護を認めるべしとの見解が示された⁴⁸。

その後、著作権法との関係で上述した写真文字盤事件の大阪地裁判決⁴⁹において、「著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が、他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、これについて不法行為の法理を適用して保護する余地はあると解するのが相当」とされ、不法行為成立の可能性が認められた。ただし、当該事案については、「本件書体の創作性の内容が必ずしも明らかでない」し、「被告書体が、本件書体に似ていることは否定できないとしても、だからといって、直ちに、これをそっくりそのまま流用したものであるとまで断じることはできない」として、不法行為の成立は否定された。

さらに、ゴナ書体事件の一番の大阪地裁⁵⁰も、「著作権法による保護を受けられない書体であっても、それが真に創作的な書体であつて、過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものである場合に、他人が、不正な競争をする意図をもって、その特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して書体を制作、販売したときは、書体の市場における公正な競争秩序を破壊することは明らかであり、民法 709 条の不法行為に基づき、これによって被った損害の賠償を請求することができる余地があるといふべきである。」として、一般論として不法行為成立の可能性を肯定した。

ただし、同判決も、当該事案についての判断としては、「ゴナ〔原告の書体〕が過去の書体と比べて特有の特徴を備えたものであるとは必ずしも言い難い上、被告らがゴナの特徴ある部分を一組の書体のほぼ全体にわたってそっくり模倣して新ゴシック体を

⁴⁷ 東京高判昭和 57 年 4 月 28 日無体集 14 卷 1 号 351 頁（タイポス書体事件）。

⁴⁸ 紋谷暢男「タイプフェイスの不正競争法及び不法行為法上の保護」ジュリスト 849 号 109、112 頁（1985 年）。

⁴⁹ 大阪地判平元年 3 月 8 日無体集 21 卷 1 号 93 頁。

⁵⁰ 大阪地判平成 9 年 6 月 24 日判タ 956 号 267 頁。

制作、販売したとまでいうことはできず、したがって、・・・被告らによる新ゴシック体の制作、販売につき不法行為が成立するということとはできない。」とした。

その後、原告の制作したタイプフェイスの一部を合成・改変したロゴタイプを営業に用いた行為について不法行為が認められた裁判例が現れている⁵¹。同判決は、次のように述べている。

「上記の点を考慮すると、本ロゴタイプは、原告作品1、2を合成・改変して作成したものであると推認され、この認定を左右するに足る証拠はない。

そして、本ロゴタイプが、本件ホテルの営業に関連する旗、入り口マット、ユニフォーム帽子、おみやげ品、買い物袋、絵葉書、箸袋等に使用されていることは、前記のとおりであり、これに対し、原告が承諾を与えていないことは、弁論の全趣旨より明らかである。

ところで、企業等の営業活動の促進等に資するため、その宣伝媒体等に創作的な要素を加えることによって報酬を得ることを業としている者がいる場合において、他の者が当該创作者の承諾がないのにその作品をほしいままに使用し、自己の営業活動の促進に利用するような行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する利益を侵害するものといえるから、不法行為を構成するというべきである。

これを本件についてみるに、原告は、タイプフェイス・デザインという手法による創作的活動により、企業等から報酬を得ている者である（甲第9号証、第10号証の1ないし3、原告本人）ところ、原告の創作的活動から生じた成果物が被告に無断で使用され、その宣伝活動等に利用されたということになれば、これによって原告の業務に支障を来すことは明らかであり、被告の行為は、原告の利益を侵害する不法行為に該当するというべきである。」

本判決は、前述の大阪地裁の二判決が、不法行為の成立要件の一つとして「真に創作的な書体」であることを挙げていたのに対し、原告が創作的活動を業務として行い、報酬を得ているという事実を重視して、成果物であるタイプフェイスの創作性には触れていない点が特徴的である。さらに、大阪地裁の二判決が、「そっくり模倣」する行為が不法行為に当たる旨を示しているのに対し、本判決は「合成・改変」の行為を不法行為と認めている点も異なる。このように、本判決は、大阪地裁の二判決に比べて、かなり緩やかな要件の下で不法行為の成立を認めるものといえることができる。

しかし、本判決の結論の妥当性はさて置いて、その理由付けについては、従来タイプフェイスの法的保護について積み重ねられてきた議論に照らすと、過度に緩やかに不法行為の成立を認めるものではないかとの疑問がある。すなわち、タイプフェイスは文字の字形等の一定の拘束の下で開発せざるを得ないことを踏まえると、容易に不法行為の成立を認めることは、かえって自由な競争を害する結果をもたらしかねないと思われる。そのような観点からは、大阪地裁の判決の様に、タイプフェイス自体に保護を正当化するだけの特徴（創作性）を求めるとともに、模倣（既存のタイプフェイスに依拠してこ

⁵¹ 東京地判平成17年9月30日平成16年（ワ）25800号判例集未登載。

れと実質的に同一なものを制作するという意味と捉えてよいであろう。) の場合に限って不法行為の成立を認めることには、一定の合理性があると思われる。

⑤その他の制度

タイプフェイスの名称は、商標登録して商標権によって保護を受けることができる。しかし、タイプフェイス自体が商標権によって保護されるということはない。

実際のタイプフェイスに係る取引においては、関係者が契約関係に立つことが当然にあり、契約の当事者間では、契約によってタイプフェイスが保護されることはあり得る。契約当事者の一方が契約内容に違反した場合には、当該契約内容が有効である限り、他方の契約当事者は、その契約の規定又は民法等の法に従い、契約の解除、損害賠償の請求等を行うことが可能である。

(3) 今後の展望

以上にみたように、日本におけるタイプフェイスの法的保護は、事案によって不法行為法（民法）や不正競争防止法による保護が可能であるが、タイプフェイス自体を正面から知的財産として保護することは現行の知的財産法の下では困難な状況にある。

しかし、タイプフェイスは、知的な創造的活動の成果であって、実質的には知的財産と呼ぶに値することについては、ほとんど異論がない。タイプフェイスは、意図的・積極的に知的財産法から排除されているというよりも、むしろ現行の知的財産法において元来設けられている諸要件に、タイプフェイスがうまく適合しない結果として、保護を受けられていないというのが実情と思われる。

そして、既存の知的財産法の改正、あるいは新たな独自の制度の創設によって、タイプフェイスの保護を図るべきではないかとの問題意識は、政府、法律実務家及び学界において、根強く存在する。

現に、内閣におかれた知的財産戦略本部（総理、関係閣僚、及び有識者をメンバーとする。）は、知的財産政策の方針である「知的財産推進計画」は、2年間にわたって、「タイプフェイスの保護の在り方についての検討」をうたっていた⁵²。

ただし、その後の「知的財産推進計画」ではタイプフェイス関係の記述が見られない

⁵² 「知的財産推進計画 2006」（2006年6月8日）は、「タイプフェイスの保護を強化する」という項目を設け、次のように述べている（同計画 47 頁）。「デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイス（書体デザイン）の重要性が高まっているが、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具体化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められていない。2006 年度から、タイプフェイスに関する保護の在り方について検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。」

また、「知的財産推進計画 2007」（2007年5月31日）でも、「タイプフェイスの保護を強化する」という項目に次のような記述がある（同計画 46 頁）。「デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイス（書体デザイン）の重要性が高まっているが、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具体化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められていない。2007 年度も引き続き、タイプフェイスに関する保護の在り方について検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。」

⁵³ことから、政府部内の検討では、当面、あえて制度の改正又は創設をしてまで、タイプフェイスの保護を強化する必要性は認められないと判断されたものと推察される⁵⁴。このような最近の動きを踏まえると、タイプフェイスの保護に関する制度的な対応が近い将来になされる可能性は、むしろ低いというべきかもしれない。

しかし、日本の知的財産制度に関する最高の政策決定機関である知的財産戦略本部が、タイプフェイスの保護の必要性を確認したことの意義が大きい。今後、実際の紛争の発生や、現行法では保護が不十分であることを示す課題の明確化などにより、制度的な対応が必要となることも十分にあり得よう。

6 終わりに

タイプフェイスの保護は、すでに半世紀以上検討されてきている問題であり、一部の国では、意匠制度等によってタイプフェイスに明確な保護を与えている。しかし、日本では、タイプフェイスを正面から知的財産として法的に保護する制度は確立しておらず、どのように対応すべきかが長年にわたって議論されている。

日本におけるタイプフェイスの保護の扱いは、各知的財産制度をどのように位置づけて、新しい保護対象を知的財産制度の中にどのように取り込んでいくかという課題を検討する、一つのモデルケースと見ることもできるであろう。本報告書が、単にタイプ

⁵³ 2008年に発表された「知的財産推進計画 2008」（2008年6月18日）では、タイプフェイスの保護への言及はない。

⁵⁴ 知財研報告書は、このような政府部内の検討の一貫として作成されたものである。同報告書1頁参照。同報告書は、結論部分（78頁以下）で以下のように述べている。「我が国の現行意匠法によるタイプフェイスの保護については、制度の枠組みの根幹にかかわる部分においてなじまない点があり、タイプフェイスを新たに保護対象とするためには、タイプフェイスにのみ適用される特別な規定を設けるか、意匠制度を抜本的に見直す必要がある。現在タイプフェイスの特性に基づく問題が明確でなく、かつ、平成18年の意匠法改正に向けた議論において意匠法の抜本的な改正への要望が極めて少なかったことをかんがみると、タイプフェイスを保護するために直ちに意匠法を抜本的に改正することはおよそ考えられない。」「本委員会での議論においても、タイプフェイスは概念的な創作であることから、強い意匠権を与えることに否定的な意見が少なくなく、また、物品性が無いタイプフェイスの実施をどのように定義するのか等多くの懸念が示された。さらに、タイプフェイスの類否判断の手法や基準が確立していない現状で、意匠制度で保護した場合にどのようにして新規性や創作非容易性について審査を行うのか、侵害時にどのようにして類否判断を行うのか、どのような製品の範囲にまで権利が及ぶとするのか等実務面における懸念も示された。したがって、タイプフェイスを保護することは意匠法の目的に反しないものの、少なくとも、現行意匠法の枠組みかその延長上の制度の中で、タイプフェイスを保護対象とすることは困難である。」「また、既存の知的財産法制度の枠組みを離れて、新たな保護制度によりタイプフェイスに保護を与える場合の法的保護のあり方についても検討を行ったが、タイプフェイスは情報伝達の媒介である文字を基本にしており、権利範囲次第では産業界だけでなく一般の国民の生活にまで影響を及ぼす可能性があるため、どのような保護を与えるかについては、タイプフェイスの特性に基づく問題を踏まえ、タイプフェイスの活用を萎縮させない制度を創設する必要がある。タイプフェイスの特性に基づく問題が必ずしも明確でない現状では、新たな法的保護の枠組みを創設するために、保護のあり方を一つに定める上で慎重に検討しなければならない課題が数多く残っており、新たな法的保護をタイプフェイスに与えることは現時点では時期尚早である。」

フェイスの保護の状況を概観するものとしてだけでなく、より広い観点から、知的財産政策における制度設計を検討するモデルケースを提示するものとしても、読者に役立つことがあれば幸いである。

特 許 庁

©2009

執筆協力：名古屋大学大学院 法学研究科
教授 鈴木 將 文